

議長会派が
表決方法の
改悪狙う

無記名投票は

広島市議会会議規則

「ガラス張りの議会」に逆行

市民に選ばれた議員の説明責任を放棄するもくろみ

議長会派「新政クラブ」が無記名投票の定着ねらう改悪案

広島市議会の最大会派「新政クラブ」は25日、記名か無記名かの表決方法で議員の意見が分かれた場合、従来の起立採決をやめ、無記名投票で決める改悪案を各会派に提示。2月議会に議員提案として提出するつもりです。

無記名投票は、昨年、市民の期待と注目を集めた女性助役採決の際にも議長職権で強行され、議員の態度がわからないと市民の強い批判を集めました。

この改悪案が可決されれば、ますます市民にわかりにくい議会となることは必至です。

半世紀も昔の標準規則に沿った改悪案

新政クラブが提出しようとしている改悪案は、1956年に全国市議会議長会が示した「標準市議会会議規則」に沿う内容であり、新政クラブの金子和彦幹事長も「標準規則に沿うべき」と発言しています。

しかし、この標準規則はあくまでも参考であり、各議会の規則の内容は、各議会の自主性にゆだねられています。

日本共産党は、47年前の規則だからダメだといった考えではありません。しかし、情報化がすすみ、様々な問題で市民が判断材料を求めている現在においては、とかく市民から見えにくい議会は、より一層ガラス張りになることを求めて求められています。

そのような時に、無記名投票の定着をねらう動きは、まさに時代に逆行しています。

日本共産党市議団は

全面公開にむけ対案を提出します

日本共産党は、議会は常にガラス張りが大原則であり、議案でも人事案件でも、議員の行動が市民にはっきりとわからなければならないと考えています。市民に選ばれた議員としての説明責任が果たせる議会になるためにも、日本共産党は次の内容の対案を議員提案で議会に提出します。

いかなる議案についても、各議員の意思が市民に透明となるよう、起立または記名投票で採決する。

無記名投票は廃止する。

賛成票以外はすべて反対票に

改悪

「賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。」

改悪案では、無記名投票において、「賛成」と書かれていない投票は、すべて反対票とみなすとしています。投票には、棄権を意味する「白票」もあれば、賛否以外のことを記載した「無効票」もあります。それらをすべて自動的に反対票とみなして良いという理由はどこにもありません。

急いで抗議の声で包囲しましょう

ガラス張りの議会か



暗闇の議会か

みなさんの参加を
呼びかけます

緊急の昼休み抗議行動がおこなわれます

日時 2003年3月3日(月) 12時15分から

場所 広島市役所 議会棟前の歩道上

主催 平和・くらし・緑をまもる革新市政をつくる会

高速道路事業

見直しへ

道路交通局長が答弁



本会議 包括外部監査報告について

皆川恵史議員の質疑 2月25日

事業費、事業期間、採算性など

事業計画の再構築を検討

交通量の見直しに着手

25日の2月議会本会議で市は、高速道路事業を具体的に見直す方向を明らかにしました。日本共産党の皆川恵史団長の包括外部監査報告への質疑に対して答えたものです。

これまでも市は、昨年9月議会・建設委員会で中森議員の質問に対し、「交通量を見直す」と答弁していましたが、今回はじめて「事業費、事業期間、採算性など事業計画の再構築について検討していく」と、一歩踏み込んだ答弁となっています（道路交通局長答弁）。

現在の高速道路事業の基礎となる自動車交通量は、平成12年に見直したもので、計画と実績には差が生じています。広島高速道路公社が、昨年からの交通量の見直しに着手し、現在作業を進めています。将来交通量を下方修正した場合、料金収入が減少し、現整備計画通りの事業の実施が困難となるため、具体的見直しを迫られたものです。

包括外部監査とは
広島市の監査委員会とは別に、広島市の仕事について市長が弁護士、公認会計士等の外部監査人に監査を委託したもので、市民オンブズマン的な立場で監査をしてもらうのがねらいです。

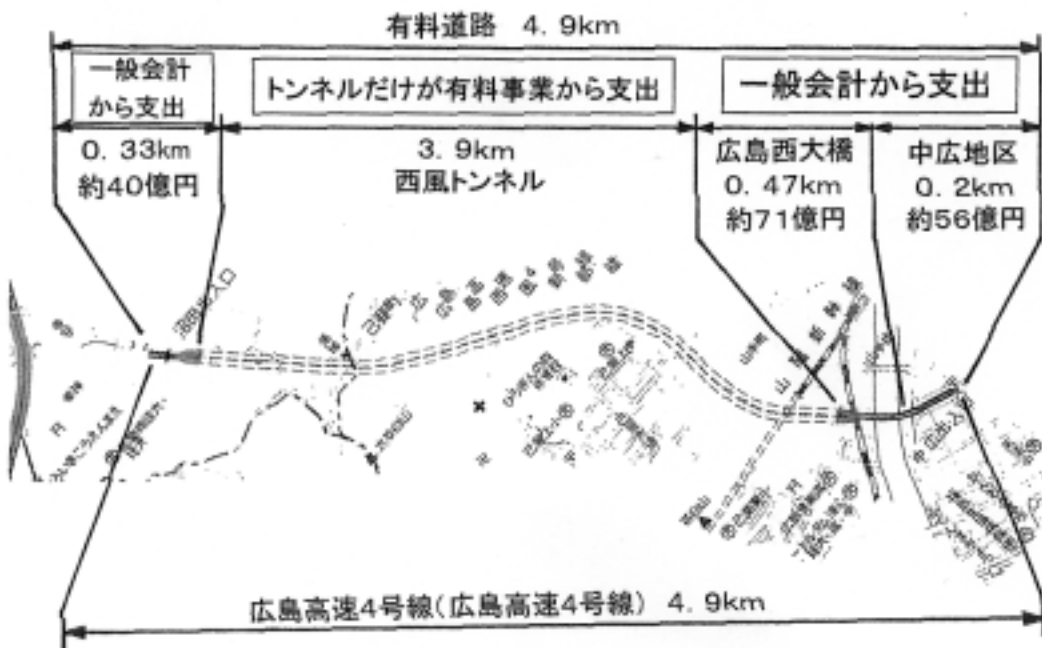
今後、設置予定の「公共事業監視委員会」での検証を

また皆川議員は、市長が公約した「公共事業監視委員会」での公開の検証を要望。道路交通局長は、「委員会が設置され、その趣旨・目的が明確になった段階において、必要に応じて対応したい」と答えました。

一般市道から料金をとるのは法律違反

さらに「監査報告書」では、高速道路の総事業費は4600億円となっていますが、実際にはそれ以外にも高速道路の一部区間を市の道路事業として一般会計から支出されています。皆川議員は、「一般道路である市道からも料金を取ることになり法律違反ではないか」と指摘しました。

例えば、高速4号線（西風新都）では、延長4・9キロのうち、トンネルの入口から出口までの3キロを有料道路事業費でつくり、中広からトンネル入口までと、出口から沼田料金所までの1キロは市の道路事業として一般会計から支出しています。同様のことが、宇品の高速3号線でも、中山の高速5号線でもおこなわれています。



この3路線だけで、一般会計からの支出は700億円にもぼります。表向きの総事業費4600億円を足すと5300億円が実際の有料道路の総事業費となります。皆川議員は、「法律上問題となるこのような操作をなぜする必要があるのか。収支計画を合わせるために総事業費を抑えたと思えない」と強調。道路交通局長は、「事業の早期完成のために行なったものであり、問題はな」と、言訳の答弁をしました。皆川議員は、「このような税金の使い方に市民は納得できない。引き続き追及する」と発言しました。